

都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準の一部改正について

第 1 章 総則

- I－7 ・宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の適用開始に伴い、規制区域に関する記述を改めました。

第 3 章 開発行為の許可

- II－7 ・省令第 60 条に基づく適合証明書交付申請図書の一部を改めました。
（「開発許可を要さないもの」の項目および個別に必要な書類（その他市長が必要と認める書類）を追加）

第 4 章 開発許可の基準

- III－7 ・法第 34 条第 7 号の許可基準について、令和 5 年 12 月 28 日付国土交通省都市局都市計画課長通知「産業立地のための土地利用転換の迅速化について（技術的助言）」の内容を踏まえ、事業の量的拡大のみが図られる場合も許可対象としました。

第 7 章 開発計画事前審査および他の法律

- I－2 ・盛土規制法の適用開始に伴い、記述を改めました。
・地区計画が定められている地区を改めました（柏原地区の削除、宇賀野西地区の追加）。
II ・盛土規制法みなし許可に関連する事項について追記しました。

第 9 章 その他

- IV ・刑法の改正（令和 7 年 6 月 1 日施行）により「懲役」を「拘禁刑」に改めました。
V ・盛土規制法における中間検査手数料を追記しました。